

(証券コード 8309)
平成25年6月27日

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
取締役社長 北村 邦太郎

第2期定時株主総会、普通株主様による種類株主総会及び 第1回第七種優先株式の株主様による種類株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の三井住友トラスト・ホールディングス株式会社第2期定時株主総会及び普通株主様による種類株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたのでご通知申し上げます。

なお、第1回第七種優先株式の株主様による種類株主総会につきましては、会社法第325条及び同第319条第1項に基づき、下記3.の議案を承認可決する旨の種類株主総会の決議が行われたものとみなしましたので、あわせてご通知申し上げます。

敬 具

記

1. 第2期定時株主総会における報告並びに決議

報告事項

1. 第2期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
本件は、上記事業報告及び連結計算書類の内容並びにその監査結果を報告いたしました。
2. 第2期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

本件は、原案のとおり、承認可決されました。

なお、期末配当金は、普通株式1株につき4円75銭、第1回第七種優先株式1株につき所定の21円15銭とさせていただくこととなりました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案のとおり、承認可決されました。定款変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

変更前定款	変更後定款
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、<u>9,100,000,000</u>株とし、各種類の種類株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。ただし、<u>第1回ないし第4回第七種優先株式 (以下併せて「第七種優先株式」という。)</u> の発行可能種類株式総数は併せて<u>200,000,000株</u>、<u>第1回ないし第4回第八種優先株式 (以下併せて「第八種優先株式」という。)</u> の発行可能種類株式総数は併せて100,000,000株、<u>第1回ないし第4回第九種優先株式 (以下併せて「第九種優先株式」といい、第五種優先株式、第六種優先株式、第七種優先株式および第八種優先株式と併せて「優先株式」という。)</u> の発行可能種類株式総数は併せて100,000,000株をそれぞれ超えないものとする。</p> <p>普通株式 8,500,000,000株 第五種優先株式 100,000,000株</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、<u>9,009,000,000</u>株とし、各種類の種類株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。ただし、<u>(ア) 第1回ないし第4回第八種優先株式 (以下併せて「第八種優先株式」という。)</u>、<u>第1回ないし第4回第十一種優先株式 (以下併せて「第十一種優先株式」という。)</u> および<u>第1回ないし第4回第十二種優先株式 (以下併せて「第十二種優先株式」という。)</u> の発行可能種類株式総数は併せて100,000,000株、<u>(イ) 第1回ないし第4回第九種優先株式 (以下併せて「第九種優先株式」という。)</u>、<u>第1回ないし第4回第十三種優先株式 (以下併せて「第十三種優先株式」という。)</u> および<u>第1回ないし第4回第十四種優先株式 (以下併せて「第十四種優先株式」という。)</u> の発行可能種類株式総数は併せて100,000,000株、<u>(ウ) 第1回ないし第4回第十種優先株式 (以下併せて</u></p>

変更前定款		変更後定款	
第六種優先株式	100,000,000株	「第十種優先株式」という。)、第1回ないし第4回	
第1回第七種優先株式	200,000,000株	第十五種優先株式（以下併せて「第十五種優先株	
第2回第七種優先株式	200,000,000株	式」という。)) および第1回ないし第4回第十六種	
第3回第七種優先株式	200,000,000株	優先株式（以下併せて「第十六種優先株式」とい	
第4回第七種優先株式	200,000,000株	い、第1回第七種優先株式、第八種優先株式、第九	
第1回第八種優先株式	100,000,000株	種優先株式、第十種優先株式、第十一種優先株式、	
第2回第八種優先株式	100,000,000株	第十二種優先株式、第十三種優先株式、第十四種優	
第3回第八種優先株式	100,000,000株	先株式および第十五種優先株式と併せて「優先株	
第4回第八種優先株式	100,000,000株	式」という。)の発行可能種類株式総数は併せて	
第1回第九種優先株式	100,000,000株	200,000,000株をそれぞれ超えないものとする。	
第2回第九種優先株式	100,000,000株	普通株式	8,500,000,000株
第3回第九種優先株式	100,000,000株	第1回第七種優先株式	109,000,000株
第4回第九種優先株式	100,000,000株	第1回第八種優先株式	100,000,000株
		第2回第八種優先株式	100,000,000株
		第3回第八種優先株式	100,000,000株
		第4回第八種優先株式	100,000,000株
		第1回第九種優先株式	100,000,000株
		第2回第九種優先株式	100,000,000株
		第3回第九種優先株式	100,000,000株
		第4回第九種優先株式	100,000,000株
		第1回第十種優先株式	200,000,000株
		第2回第十種優先株式	200,000,000株
		第3回第十種優先株式	200,000,000株
		第4回第十種優先株式	200,000,000株
		第1回第十一種優先株式	100,000,000株
		第2回第十一種優先株式	100,000,000株
		第3回第十一種優先株式	100,000,000株
		第4回第十一種優先株式	100,000,000株
		第1回第十二種優先株式	100,000,000株
		第2回第十二種優先株式	100,000,000株
		第3回第十二種優先株式	100,000,000株
		第4回第十二種優先株式	100,000,000株

変更前定款	変更後定款																																
	<table border="1"> <tr><td>第1回第十三種優先株式</td><td>100,000,000株</td></tr> <tr><td>第2回第十三種優先株式</td><td>100,000,000株</td></tr> <tr><td>第3回第十三種優先株式</td><td>100,000,000株</td></tr> <tr><td>第4回第十三種優先株式</td><td>100,000,000株</td></tr> <tr><td>第1回第十四種優先株式</td><td>100,000,000株</td></tr> <tr><td>第2回第十四種優先株式</td><td>100,000,000株</td></tr> <tr><td>第3回第十四種優先株式</td><td>100,000,000株</td></tr> <tr><td>第4回第十四種優先株式</td><td>100,000,000株</td></tr> <tr><td>第1回第十五種優先株式</td><td>200,000,000株</td></tr> <tr><td>第2回第十五種優先株式</td><td>200,000,000株</td></tr> <tr><td>第3回第十五種優先株式</td><td>200,000,000株</td></tr> <tr><td>第4回第十五種優先株式</td><td>200,000,000株</td></tr> <tr><td>第1回第十六種優先株式</td><td>200,000,000株</td></tr> <tr><td>第2回第十六種優先株式</td><td>200,000,000株</td></tr> <tr><td>第3回第十六種優先株式</td><td>200,000,000株</td></tr> <tr><td>第4回第十六種優先株式</td><td>200,000,000株</td></tr> </table>	第1回第十三種優先株式	100,000,000株	第2回第十三種優先株式	100,000,000株	第3回第十三種優先株式	100,000,000株	第4回第十三種優先株式	100,000,000株	第1回第十四種優先株式	100,000,000株	第2回第十四種優先株式	100,000,000株	第3回第十四種優先株式	100,000,000株	第4回第十四種優先株式	100,000,000株	第1回第十五種優先株式	200,000,000株	第2回第十五種優先株式	200,000,000株	第3回第十五種優先株式	200,000,000株	第4回第十五種優先株式	200,000,000株	第1回第十六種優先株式	200,000,000株	第2回第十六種優先株式	200,000,000株	第3回第十六種優先株式	200,000,000株	第4回第十六種優先株式	200,000,000株
第1回第十三種優先株式	100,000,000株																																
第2回第十三種優先株式	100,000,000株																																
第3回第十三種優先株式	100,000,000株																																
第4回第十三種優先株式	100,000,000株																																
第1回第十四種優先株式	100,000,000株																																
第2回第十四種優先株式	100,000,000株																																
第3回第十四種優先株式	100,000,000株																																
第4回第十四種優先株式	100,000,000株																																
第1回第十五種優先株式	200,000,000株																																
第2回第十五種優先株式	200,000,000株																																
第3回第十五種優先株式	200,000,000株																																
第4回第十五種優先株式	200,000,000株																																
第1回第十六種優先株式	200,000,000株																																
第2回第十六種優先株式	200,000,000株																																
第3回第十六種優先株式	200,000,000株																																
第4回第十六種優先株式	200,000,000株																																
第7条～第11条 (条文省略)	第7条～第11条 (現行どおり)																																
<p style="text-align: center;">第3章 優先株式</p>	<p style="text-align: center;">第3章 優先株式</p>																																
第12条 (優先配当金)	第12条 (優先配当金)																																
<p>当社は、第52条第1項に定める剰余金の配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、それぞれ次に定める額の剰余金（以下「優先配当金」という。）を金銭で配当する。ただし、当該配当の基準日が属する事業年度中に設けられた基準日により、次条に定める優先中間配当金の全部または一部および第14</p>	<p>当社は、第54条第1項に定める剰余金の配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、それぞれ次に定める額の剰余金（以下「優先配当金」という。）を金銭で配当する。ただし、当該配当の基準日が属する事業年度中に設けられた基準日により、次条に定める優先中間配当金の全部または一部および第14</p>																																

変更前定款	変更後定款
<p>条に定める優先臨時配当金の全部または一部を支払ったときはその額を控除した額とする。</p> <p><u>第五種優先株式</u> 1株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出される額。ただし、配当率は、固定配当率、変動配当率またはその組合わせとし、固定配当率については年10%を、変動配当率については有価証券の発行において一般に用いられている金利指標(LIBOR、TIBOR、スワップレート等)に5%を加えた年率を、それぞれ上限とする。</p> <p><u>第六種優先株式</u> 1株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出される額。ただし、配当率は、固定配当率、変動配当率またはその組合わせとし、固定配当率については年10%を、変動配当率については有価証券の発行において一般に用いられている金利指標(LIBOR、TIBOR、スワップレート等)に5%を加えた年率を、それぞれ上限とする。</p> <p>第1回第七種優先株式 1株につき、年42円30銭</p> <p>第2回ないし第4回第七種優先株式 1株につき、年150円を上限として発行に先立って取締役会の決議で定める額</p> <p>各種類の第八種優先株式 1株につき、年100円を上限として発行に先立って取締役会の決議で定める額</p> <p>各種類の第九種優先株式 1株につき、年100円を上限として発行に先立</p>	<p>条に定める優先臨時配当金の全部または一部を支払ったときはその額を控除した額とする。</p> <p>第1回第七種優先株式 1株につき、年42円30銭</p> <p>各種類の第八種優先株式、各種類の第九種優先株式、各種類の第十一種優先株式、各種類の第十二種優先株式、各種類の第十三種優先株式および各種類の第十四種優先株式 1株につき、年100円を上限として発行に先立って取締役会の決議で定める額</p> <p>各種類の第十種優先株式、各種類の第十五種優先株式および各種類の第十六種優先株式 1株につき、年150円を上限として発行に先立って取締役会の決議で定める額</p>

変更前定款	変更後定款
<p>って取締役会の決議で定める額</p>	
<p>2 (条文省略)</p>	<p>2 (現行どおり)</p>
<p>3 (条文省略)</p>	<p>3 (現行どおり)</p>
<p>第13条 (優先中間配当金)</p>	<p>第13条 (優先中間配当金)</p>
<p>当社は、第53条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭（以下「優先中間配当金」という。）を支払う。ただし、当該中間配当の基準日前に、当該基準日が属する事業年度中に設けられた基準日により、次条に定める優先臨時配当金の全部または一部を支払ったときはその額を控除した額とする。</p>	<p>当社は、第55条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭（以下「優先中間配当金」という。）を支払う。ただし、当該中間配当の基準日前に、当該基準日が属する事業年度中に設けられた基準日により、次条に定める優先臨時配当金の全部または一部を支払ったときはその額を控除した額とする。</p>
<p><u>第五種優先株式、第六種優先株式、第2回ないし第4回第七種優先株式、各種類の第八種優先株式および各種類の第九種優先株式</u></p>	<p>第1回第七種優先株式</p>
<p><u>1株につき、優先配当金の額の2分の1を上限として、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される額</u></p>	<p>1株につき、年21円15銭</p>
<p>第1回第七種優先株式</p>	<p><u>各種類の第八種優先株式、各種類の第九種優先株式、各種類の第十種優先株式、各種類の第十一種優先株式、各種類の第十二種優先株式、各種類の第十三種優先株式、各種類の第十四種優先株式、各種類の第十五種優先株式および各種類の第十六種優先株式</u></p>
<p>1株につき、年21円15銭</p>	<p><u>1株につき、優先配当金の額の2分の1を上限として、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される額</u></p>
<p>第14条 (優先臨時配当金)</p>	<p>第14条 (優先臨時配当金)</p>
<p>当社は、第52条第2項に定める剰余金の配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭（以下「優先臨時配当金」という。）を支払う。ただし、当該配当の基準日（以下「臨時配当基準日」という。）前に、</p>	<p>当社は、第54条第2項に定める剰余金の配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭（以下「優先臨時配当金」という。）を支払う。ただし、当該配当の基準日（以下「臨時配当基準日」という。）前に、</p>

変更前定款	変更後定款
<p>当該基準日が属する事業年度中に設けられた基準日により、優先中間配当金の全部または一部および別の優先臨時配当金の全部または一部を支払ったときはその額を控除した額とする。</p> <p><u>第五種優先株式、第六種優先株式、第2回ないし第4回第七種優先株式、各種類の第八種優先株式および各種類の第九種優先株式</u></p> <p><u>1株につき、優先配当金の額を上限として、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される額</u></p> <p>第1回第七種優先株式</p> <p>1株につき、経過期間相当額（臨時配当基準日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から臨時配当基準日（同日を含む。）までの日数を365で除した数に優先配当金の額を乗じて計算される額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）をいう。）</p> <p>第15条～第17条 (条文省略)</p> <p>第18条（普通株式を対価とする取得請求権）</p> <p>各種類の第八種優先株式または各種類の第九種優先株式を有する優先株主は、発行に先立って取締役会の決議で定める当該種類の優先株式の取得を請求することができる期間中、当社が当該種類の優先株式を取得するのと引換えに当該決議で定める算定方法により算出される数の当社の普通株式を交付することを請求することができる。</p>	<p>当該基準日が属する事業年度中に設けられた基準日により、優先中間配当金の全部または一部および別の優先臨時配当金の全部または一部を支払ったときはその額を控除した額とする。</p> <p>第1回第七種優先株式</p> <p>1株につき、経過期間相当額（臨時配当基準日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から臨時配当基準日（同日を含む。）までの日数を365で除した数に優先配当金の額を乗じて計算される額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）をいう。）</p> <p><u>各種類の第八種優先株式、各種類の第九種優先株式、各種類の第十種優先株式、各種類の第十一種優先株式、各種類の第十二種優先株式、各種類の第十三種優先株式、各種類の第十四種優先株式、各種類の第十五種優先株式および各種類の第十六種優先株式</u></p> <p><u>1株につき、優先配当金の額を上限として、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される額</u></p> <p>第15条～第17条 (現行どおり)</p> <p>第18条（普通株式を対価とする取得請求権）</p> <p>各種類の第八種優先株式、各種類の第九種優先株式、各種類の第十一種優先株式、各種類の第十二種優先株式、各種類の第十三種優先株式または各種類の第十四種優先株式を有する優先株主は、発行に先立って取締役会の決議で定める当該種類の優先株式の取得を請求することができる期間中、当社が当該種類の優先株式を取得するのと引換えに当該決議で定める算定方法により算出される数の当社の普通株式を交付することを請求することができる。</p>

変更前定款	変更後定款
<p>2 (条文省略)</p> <p>第19条 (金銭を対価とする取得条項) 当社は、<u>第五種優先株式、第六種優先株式、第2回ないし第4回第七種優先株式および各種類の第八種優先株式</u>について、取締役会が別に定める日が到来したときは、当該優先株式を初めて発行するときまでに取締役会の決議によって定める市場実勢および当該優先株式に係る残余財産の分配額等を勘案して妥当と認められる価額に相当する金銭と引換えに、その一部または全部を取得することができる。</p> <p>2 (条文省略) 3 (条文省略)</p> <p>第20条 (普通株式を対価とする取得条項) 当社は、取得を請求することができる期間中に取得請求のなかった<u>各種類の第八種優先株式および各種類の第九種優先株式</u>を、当該種類の優先株式の取得を請求することができる期間の末日の翌日をもって取得し、これと引換えに当該種類の優先株式1株当たりの払込金額相当額を同日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の当会社の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が当該種類の優先株式の発行に先立って取締役会の決議で定める額を下回るときは、当該種類の優先株式1株当たりの払込金額相当額を当該決議で定める額で除して得られる数の当会社の普通株式を交付する。</p>	<p>2 (現行どおり)</p> <p>第19条 (金銭を対価とする取得条項) 当社は、各種類の<u>第八種優先株式、各種類の第十種優先株式、各種類の第十一種優先株式、各種類の第十二種優先株式、各種類の第十五種優先株式および各種類の第十六種優先株式</u>について、取締役会が別に定める日が到来したときは、当該種類の優先株式を初めて発行するときまでに取締役会の決議によって定める市場実勢および当該種類の優先株式に係る残余財産の分配額等を勘案して妥当と認められる価額に相当する金銭と引換えに、その一部または全部を取得することができる。</p> <p>2 (現行どおり) 3 (現行どおり)</p> <p>第20条 (普通株式を対価とする取得条項) 当社は、取得を請求することができる期間中に取得請求のなかった<u>各種類の第八種優先株式、各種類の第九種優先株式、各種類の第十一種優先株式、各種類の第十二種優先株式、各種類の第十三種優先株式および各種類の第十四種優先株式</u>を、当該種類の優先株式の取得を請求することができる期間の末日の翌日をもって取得し、これと引換えに当該種類の優先株式1株当たりの払込金額相当額を同日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の当会社の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が当該種類の優先株式の発行に先立って取締役会の決議で定める額を下回るときは、当該種類の優先株式1株当たりの払込金額</p>

変更前定款	変更後定款
<p>(新設)</p> <p>2 前項の普通株式の数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に規定される方法によりこれを取り扱う。</p> <p>(新設)</p>	<p>相当額を当該決議で定める額で除して得られる数の当会社の普通株式を交付する。</p> <p>2 当社は、各種類の第十一種優先株式、各種類の第十三種優先株式および各種類の第十五種優先株式について、当会社に適用される自己資本比率規制に基づき当会社につき元本の削減もしくは普通株式への転換または公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられなければ当会社が存続できないと認められる場合において、これらの措置が講ぜられる必要があると認められるときとして当該種類の優先株式を初めて発行するときまでに取締役会の決議によって定める一定の事由が生じたときは、当該決議で定める当該事由が生じた後の一定期間内の日であって、取締役会が別に定める日、または当該別に定める日が存在しないときは当該一定期間の末日をもって、当該種類の優先株式の全部を取得し、これと引換えに当該決議で定める算定方法により算出される数の当会社の普通株式を交付する。</p> <p>3 前二項の普通株式の数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に規定される方法によりこれを取り扱う。</p> <p>第21条 (無対価の取得条項)</p> <p>当社は、各種類の第十二種優先株式、各種類の第十四種優先株式および各種類の第十六種優先株式について、当会社に適用される自己資本比率規制に基づき当会社につき元本の削減もしくは普通株式への転換または公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられなければ当会社が存続できないと認められる場合において、これらの措置が講ぜられる必要があると認められるときとして当該種類の優先株式を初めて発行するときまでに取締役会</p>

変更前定款	変更後定款
<p>第21条 (条文省略)</p> <p>第4章 株主総会 第22条～第28条 (条文省略)</p> <p>第29条 (種類株主総会) 第22条第2項、第24条、第25条、第26条、第27条および前条の規定は種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>第5章 取締役および取締役会 第30条～第38条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 監査役および監査役会 第39条～第46条 (条文省略)</p>	<p>の決議によって定める一定の事由が生じたときは、<u>当該決議で定める当該事由が生じた後の一定期間内の日であって、取締役会が別に定める日、または当該別に定める日が存在しないときは当該一定期間の末日をもって、無償で、当該種類の優先株式の全部を取得する。</u></p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>第4章 株主総会 第23条～第29条 (現行どおり)</p> <p>第30条 (種類株主総会) 第23条第2項、第25条、第26条、第27条、第28条および前条の規定は種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>第5章 取締役および取締役会 第31条～第39条 (現行どおり)</p> <p>第40条 (社外取締役との責任限定契約) <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項の責任について、当該社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p> <p>第6章 監査役および監査役会 第41条～第48条 (現行どおり)</p>

変更前定款	変更後定款
<p>第47条 (社外監査役との責任限定契約)</p> <p>当社は会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項の責任について、当該社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p> <p style="text-align: center;">第7章 会計監査人</p> <p>第48条～第49条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第8章 計算</p> <p>第50条～第54条 (条文省略)</p>	<p>第49条 (社外監査役との責任限定契約)</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項の責任について、当該社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p> <p style="text-align: center;">第7章 会計監査人</p> <p>第50条～第51条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第8章 計算</p> <p>第52条～第56条 (現行どおり)</p>

第3号議案 取締役10名選任の件

本件は、原案のとおり、常陰 均、北村邦太郎、大塚明生、岩崎信夫、大久保哲夫、橋本 勝、奥野 順、向原 潔、星野敏雄、篠原総一の10氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第4号議案 監査役5名選任の件

本件は、原案のとおり、上神田隆史、中西宏幸、高野康彦、吉本徹也、齋藤進一の5氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

2. 普通株主様による種類株主総会における決議

決議事項

議 案 定款一部変更の件

本件は、原案のとおり、承認可決されました。

なお、定款変更の内容は第2期定時株主総会の第2号議案と同内容であります。

3. 第1回第七種優先株式の株主様による種類株主総会における決議

決議事項

議案 定款一部変更の件

会社法第325条及び同第319条第1項に基づき、原案のとおり、承認可決する旨の種類株主総会の決議が行われたものとみなしました。

なお、定款変更の内容は第2期定時株主総会の第2号議案と同内容であります。

以上

おって、本総会終了後、同日開催の取締役会において、取締役会長に常陰均氏、取締役社長に北村邦太郎、取締役副社長に大塚明生、岩崎信夫の両氏が選定され、それぞれ就任いたしました。

再 拝

